

各位

弊社取扱い製品の貿易管理に関するお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

仁木工芸株式会社にて取扱います製品を再輸出若しくは非居住者への技術提供が必要な場合には日本国及び原産国の法令・省令等に従い適切に審査・申請を実施頂きますようお願い申し上げます。

日本国内では外為法第 48 条第一項「輸出貨物」、外為法第 25 条第一項「外国での技術提供」と「非居住者への技術提供」が該当致します。

弊社からご購入いただきました製品の輸出貿易管理令別表第 1 の 1 から 15 項に係る該否判定が必要な場合には、下記「該否判定書のご依頼」から PDF 型式若しくは EXCEL 型式を入手の上、必要事項記載の上弊社までお申し付けいただけますようお願い致します。なお該否判定には 2 週間以上かかる場合もございますので早めにご依頼いただけますようお願い申し上げます。

<http://www.nikiglass.co.jp/support/support.html>

なお、輸出貿易管理令別表第 1 の 1 から 15 項にて非該当であっても、輸出貿易管理令別表第 1 の 16 項には該当致しますので輸出の際には関連法令・省令等に従って実施ください。

敬具